五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「由利本荘市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十九年二月八日午後五時までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎Ｂ棟）に到達するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名、電話がある場合は電話番号及び「由利本荘市関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十九年二月八日午後五時までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎Ｂ棟）に到達するよう申し込むこと。この傍聴の申込みは、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込みを行った場合は、メールでの申込みを有効とする。）。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

別記

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

（メールアドレス）

職　業

由利本荘市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　　告

諸　事　項

渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任の公告

群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する渡良瀬川中央土地改良区連合から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成29年１月24日

関東農政局長　石田　　寿

１　退任

役職	氏　名	住　所
理事	寺田　陸弘	栃木県足利市久保田町1298番地
〃	杉山　重郎	栃木県足利市福居町1416番地
監事	相場　　博	栃木県足利市梁田町532番地１

２　就任

役職	氏　名	住　所
理事	石川　隆道	栃木県足利市県町1272番地
〃	髙沢　雅博	栃木県足利市下渋垂町455番地
監事	石川　弘幸	栃木県足利市野田町438番地１

行政手続法第15条第３項の規定による公告

経済産業省公告第24号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消しに関する聴聞の通知を送達することができないので、鉱業法第56条第３項の規定により読み替えて適用する行政手続法第15条第３項の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の区役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　京都府採掘権登録第170号　東京都港区高輪二丁目16番32号（住所）　株式会社ＯＳＣ（氏名）

記

1　聴聞会開催日時　平成29年２月13日（月）14時00分

2　聴聞会開催場所　大阪合同庁舎第１号館第２別館（３階）ミーティングルームＢ（南）　大阪市中央区大手前１丁目５番44号

3　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

大阪市中央区大手前１丁目５番44号

4　聴聞の通知に係る書面は上記３においていつでも交付する。

平成29年１月24日　　近畿経済産業局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月24日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成29年１月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社イマイ　今井洋一郎　岐阜県可児市姫ヶ丘一丁目16番地　国土交通大臣許可（般―28）第16700号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年12月15日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

マンション管理業者の業務停止処分の公告

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第82条第２号の規定による処分をしたので、同法第84条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年１月24日

九州地方整備局長　小平田浩司

1　処分をした年月日　平成29年１月11日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、登録番号及び登録年月日　株式会社ユメックス　原　　正文　佐賀県佐賀市兵庫北三丁目１番８号　国土交通大臣登録(3)第090912号　平成24年７月11日

3　処分の内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第82条第２号に基づく業務停止命令30日

4　業務停止期間　平成29年１月25日から平成29年２月23日まで

5　停止を命ずる業務の範囲　マンション管理業に係るすべての業務。ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結した管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（１の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。